

# 青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、  
まず何をすればいい  
の？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2~3月)。

## <青色申告承認申請書の様式>

税務署名		1 0 9 0	
納税地		<input type="checkbox"/> ①住所地・②営業所地・③事務所等 (該当するものを選択してください。 (甲)	
上記以外の 住居場所等		(TEL) ※複数以上に住居場所・事務所等がある場合は記載します。 (甲)	
氏名		(TEL) 生年 月日 <input type="checkbox"/> ○大正 <input type="checkbox"/> ○昭和 <input type="checkbox"/> ○平成	
職業		性別 男 女	
平成____年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。			
1 事業所又は所得の基となる場所の名称及びその所在地 (事業所又は實業の民なるごとに記載し下さい。) 名称_____ 所在地_____			
2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。) ○事業所得・○不動産所得・○川林所得			
3 今までに青色申告額の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無 (1) <input type="checkbox"/> 有 (○取消し・○取りやめ) ____年____月____日 (2) <input type="checkbox"/> 無			
4 本件1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年____月____日			
5 相続による事業承継の有無 (1) <input type="checkbox"/> 有 相続開始年月日 ____年____月____日 諸相続人の氏名 _____ (2) <input type="checkbox"/> 無			
6 その他参考事項 (1) 帳記方式 (青色申告のための記入の方法のうち、該当するものを選択してください。) <input type="checkbox"/> ○複式簿記・○簡易簿記・○その他 ( ) (2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿などを選択してください。) <input type="checkbox"/> ○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○貯蔵庫管理帳・○預金出納帳・○手形記入帳 <input type="checkbox"/> ○借入金取扱い帳・○融資取扱い帳・○仕入帳・○入金伝票・○出金伝票・○預金台帳・○現金式預金取扱い・○その他 (3) その他			
郵便番号 (TEL)		支局番号 郵便局名 通信料金 年 月 日	

## 青色申告とは

- 「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

## 青色申告の主なメリット

- 青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

- 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

- ※ 帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出できます。



問合せ先：関東農政局茨城県拠点

地方参事官室 029-221-2184

農林水産省

平成28年12月19日版